

## 条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ..... 1
- 舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例 ..... 3

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

旧				新			
別表第 2(第 4 条関係)				別表第 2(第 4 条関係)			
執行機 関	事務	特定個人情報		執行機 関	事務	特定個人情報	
1 市長	舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)による市民税の課税に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの		1 市長	舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)による市民税の課税に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
2 市長	(略)	(略)		2 市長	(略)	(略)	
3 市長	(略)	(略)		3 市長	(略)	(略)	
4 市長	(略)	(略)		4 市長	(略)	(略)	
5 市長	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		5 市長	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
6 市長	(略)	(略)		6 市長	(略)	(略)	
7 市長	(略)	(略)		7 市長	(略)	(略)	
8 市長	(略)	(略)		8 市長	(略)	(略)	
別表第 3(第 5 条関係)				別表第 3(第 5 条関係)			
情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報	情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に	教育委員会	学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用についての援助に関する	1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備	教育委員会	学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用についての援助に関する

旧				新			
	要する費用の返還 又は徴収金の徴収 に関する事務であ って規則で定める もの		情報であって規則で定 めるもの		備給付金の支給、 保護に要する費用 の返還又は徴収金 の徴収に関する事 務であって規則で 定めるもの		情報であって規則で定 めるもの
2	教育委員 会 (略)	(略)	(略)	2	教育委員 会 (略)	(略)	(略)
3	教育委員 会 (略)	(略)	(略)	3	教育委員 会 (略)	(略)	(略)
				改正附則 この条例は、公布の日から施行する。			

舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例旧新対照表

旧	新
<p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第4条</u> 実習施設の管理は、法人その他の団体であつて、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第5条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>実習施設の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>その他実習施設の管理運営上市長が必要と認める業務</u></p> <p>(利用承認等)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(実習施設の利用期間)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第10条</u> 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>実習施設の利用料金は、月額20,000円を超えない範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>利用料金は、指定管理者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(利用承認等)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(実習施設の利用期間)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>月額20,000円の使用料を市長の指定する期日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>この限りでない。</u> <u>(利用料金の減免)</u> 第 11 条 <u>指定管理者</u>は、規則で定めるところにより、<u>利用料金を減免</u>することができる。 <u>(利用料金の不返還)</u> 第 12 条 <u>既納の利用料金は、返還しない。ただし、特別の事情があると認めるときは、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。</u> (目的外利用等の禁止) 第 13 条 (略) (原状回復義務) 第 14 条 (略) (損害賠償) 第 15 条 (略) <u>(指定管理者不在等期間の管理)</u> 第 16 条 <u>第 4 条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における実習施設の管理は、市長が行う。</u> 2 <u>第 10 条(同条第 2 項を除く。)から第 12 条までの規定は、前項の規定により市長が実習施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、</u></p>	<p><u>(使用料の減免)</u> 第 9 条 <u>市長</u>は、規則で定めるところにより、<u>使用料を減免</u>することができる。 <u>(使用料の還付)</u> 第 10 条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (目的外利用等の禁止) 第 11 条 (略) (原状回復義務) 第 12 条 (略) (損害賠償) 第 13 条 (略) (削除)</p>

旧	新
<p><u>同条第4項、第11条及び第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>